

PCB特別措置法の届出に用いる廃棄物の種類

PCB特別措置法の届出にあたっては、「廃棄物の種類」の欄には、必ず以下の表の廃棄物の種類のうち、いずれかを選んで記入するようにしてください。

従来様式の種類	廃棄物種類	定 義	種類に含まれる従来の記載例
高圧トランス	高圧トランス	受電電圧が交流では600Vを超え、直流では750Vを超える電力用トランス。	高圧トランス、特別高圧トランス、高圧変圧器
	ネオントランス	ネオンサイン用のトランス	ネオンサイン、広告用変圧器
低圧トランス	低圧トランス	受電電圧が交流では600V以下、直流では750V以下の電力用トランス。	低圧トランス、低圧変圧器
	継電器用トランス	通信用等のリレー（継電器）用のもので、小型電気機器として安定器類似で処理するとおもわれるもの	リレー用トランス、継電器用トランス
	電圧不明トランス	高圧トランスと類似の大きさの電力用のトランスではあるが高圧用か低圧用か不明なもの	トランス、変圧器
柱上トランス	柱上トランス		柱上トランス、柱上変圧器
高圧コンデンサ	高圧コンデンサ	受電電圧が交流では600Vを超え、直流では750Vを超えるコンデンサ。特別高圧のコンデンサも高圧コンデンサに含める。電力用に用いるもの。	高圧コンデンサ、高圧進相コンデンサ、
低圧コンデンサ	低圧コンデンサ	受電電圧が交流では600V以下であって電力用に用いるもの。高圧コンデンサと同等の大きさのものに限る。	低圧コンデンサ、低圧蓄電器
	家電製品部品	テレビ、ルームクーラー、電子レンジ等家電製品から取り外されたコンデンサで小型電気機器として安定器類似で処理をされるとと思われるもの	TV用コンデンサ、家電製品部品
	照明用コンデンサ	安定器から取り外されたコンデンサで小型電気機器として安定器類似で処理するとおもわれるもの	照明用コンデンサ、安定器用コンデンサ、安定器から取り外したコンデンサ
	小型電気機器	上記以外の小型の電気機器であって安定器、廃家電部品と類似で処理するとと思われるもの。	電子部品用トランス
	電圧不明コンデンサ	電圧の見極めが出来ない電力用のコンデンサ	コンデンサ、蓄電器
安定器	蛍光灯安定器		蛍光灯安定器
	ナトリウム灯安定器	用途が「蛍光灯」「ナトリウム灯」「水銀灯」と明記されている安定器	ナトリウム灯安定器、低圧ナトリウム灯器具
	水銀灯安定器		水銀灯安定器
	安定器	用途が不明確な安定器	照明用安定器、安定器
ポリ塩化ビフェニル	ポリ塩化ビフェニル	濃度100%のもの	ポリ塩化ビフェニル、PCB、PCB油、カネクロール、KC-500
ポリ塩化ビフェニルを含む油	柱上トランス油	柱上トランスから抽出した油	柱上トランス油、柱上用変圧器絶縁油
	トランス油	トランスから抽出した又は入替え用の絶縁油で濃度60%のもの	トランス油、トランス入替用新油
	熱媒体PCB油	熱媒体用のPCB油で濃度50%程度以上	熱媒体PCB油、熱媒油
	コンタミ油	製造工程ラインで微量混入したPCB油又は混入機器から抽出した油（但し柱上トランス油は含まない）	コンタミ油
	PCBを含む油	濃度不明だが性状が油であるもの	PCBを含む油、絶縁油、PCB含有廃油、PCB希釈ヘキサン溶液など
	PCBを含む塗料	塗料シール材等の開発、製造段階で発生したもの又は製品	廃塗料
感圧複写紙	感圧複写紙	感圧複写紙であることが明確であるもの	(旧)ノーカーボン紙、感圧複写紙、廃感圧紙
	その他紙	PCBで汚染された紙類	段ボール、紙くず

ウエス	ウエス	ウエス及びウエス類似の物品と明確に判別できるもの	ウエス、ウエス、雑巾、
汚泥	汚泥	汚泥及び汚泥類似の物と判別できるもので汚染土壌も含む(但し砂利は除く)	汚泥、PCB含有土、塗料片、PCT
	砂利	砂利及びパラス	砂利、パラス、コンクリート片
その他機器	リアクトル	電流の位相調整に使用する機器で銘板等でリアクトルと判別出来る機器	リアクトル
	放電コイル	コンデンサの短時間放電用に使用する機器で、銘板等で放電コイルと判別出来る機器	放電コイル、放電用輪線、
	サージアブソーバー	避雷器として使用される機器で、銘板等でサージアブソーバーと判別できる機器	サージアブソーバー、雷吸収用コンデンサ
	計器用変成器	電力系統の電圧測定、電流測定に用いられるトランス。大型であるが電力を伝えるので定格容量はVA表示。	計器用変成器、変成器、変流器、計器用変圧器、PT
	遮断器	銘板等で遮断器と判別出来る機器	遮断器
	開閉器	銘板等で開閉器と判別出来る機器	開閉器
	継電器	通信等に用いる小型リレー	継電器
	整流器	交流を直流に変える機器で銘板等で整流器と判別できる機器	シリコン整流器、整流器
	微量PCB混入電気機器()	平成14年7月12日付経産省製造産業局長指示に基づき調査判明した微量PCB混入機器。()内にトランス等具体的な種類を記入する。	(コンタミ)変圧器、(コンタミ)コンデンサ、(コンタミ)リアクトル
	誘導電圧調整器	出力電圧を大幅に変えられる装置で銘板等で誘導電圧調整器と判別出来る機器	誘導電圧調整器、インダクター
	ラジエーター	大型高圧トランスの内部トランス油の冷却の為に付随している機器でPCB油を内蔵	ラジエーター
	ブッシング	PCB油が内部に封入されていることが明白なブッシング	特高貫通碍筒、ウォールブッシング、碍子、ブッシング
	X線装置	装置内の高電圧発生用にPCB使用のトランス又はコンデンサが使用されている可能性があるかと判断された装置	X線装置
その他の電気機器()	上記のいずれにも該当しない機器。()内に具体的に記述する。	バッテリー、電池、検出器、無線器材	
その他	金属系汚染物()	PCBに汚染された金属系の容器や部材。()内に具体的に記述する。	ドラム缶、輪線、金属缶、タンク、パイプ、鉄屑、工具、上記廃棄物種類以外の油を抜いた製品のから(容器)など
	非金属系汚染物()	PCBに汚染された非金属系の容器や部品汚染された非金属系の容器や部材。()内に具体的に記述する。	化学手袋、ビニールシート、プラスチック容器、プラスチックコンテナー、ガラス容器など
	PCBを含む廃水()	PCBを含む含 waters 廃液。水が主成分。()内に具体的に記述する。	PCB洗浄廃水、タンクドレンなど
	複合汚染物()	複数の種類の汚染物が混在するもの及び上記以外の汚染物。()内に具体的に記述する。	複合汚染物、混在汚染物
	その他汚染物()	上のいずれにも当てはまらない場合の分類で、()内に具体的に記述する。	木くず等